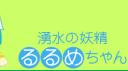
令和7年度 東久留米市教育委員会

拠点校方式による

部活動。の実施について



※拠点校方式による部活動(以下、「拠点校部活動」といいます)とは、 市立中学校の生徒が専門的な指導を受けるため、在籍する学校から 「拠点校」に集合して行う、新しい部活動の実施方法です。

拠点校部活動に参加して専門的な指導を受けてみませんか。

拠点校

中央中学校

種

陸上競技 (陸上競技については、 実施要領第5(2)の規定によらず中体連への登録は在籍校が行います。)

象 対

市立中学校に在籍する生徒 (入部後に「日本陸上競技連盟」に登録します。)

動

水・土 (火※・金※)(※任意の活動日)

実施期間

令和7年4月から令和8年3月まで

参加手続

東久留米市立中学校拠点校部活動実施要綱及び実施要領 の内容に同意した上で、【様式第1号】を在籍校にご提 出ください。参加の可否、活動開始日等は在籍校を通じ てご連絡します。

FAQ

よくあるご質問を裏面に掲載

活動イメージ



在籍する中学校



拠点校となる 中学校





在籍する中学校

集合

集合

集合



在籍する中学校

在籍する中学校

東久留米市ホームページから、**実施要綱**及び**実施要領**の確認や【**様式第1号**】のダウンロードが可能です

東久留米市 拠点校部活動 検索

FAQ よくあるご質問と、その回答を掲載いたします

No.	ご質問	回答
1	拠点校部活動の対象 となる生徒について、 詳しく教えてください。	拠点校部活動に参加できる生徒は、次のとおりです。 (1)在籍校に拠点校部活動で開設された部活動がない生徒 (2)拠点校の活動方針等に従って活動できる生徒 (3)拠点校の学校長が入部を受理した生徒 (4)拠点校への移動に教師の引率が不要な生徒
2	拠点校部活動で活動 できる期間はいつまで ですか。	拠点校部活動は在籍校の校長が受理を認めた日から、 その年度末までを入部期間とするため、活動できる期間も同様です。 拠点校部活動が翌年度も継続する場合は、継続して 活動することが可能です。
3	拠点校への連絡や拠 点校からの連絡は、ど のように行いますか。	拠点校への連絡は保護者が行います。特に遅刻や欠席する際は確実にご連絡ください。突然の欠席や遅刻の連絡方法は、生徒が一人1台端末(GIGA端末)から行うこともできます。詳細は拠点校から連絡します。 天候不良で活動を中止する場合などの連絡も、拠点校から一人1台端末にて行います。
4	拠点校に集合する際 の移動手段について教 えてください。	移動手段は徒歩、公共交通機関、 <u>自転車※</u> 、保護者による送迎のいずれかとなります。 移動に係る経費は保護者負担です。自転車の使用は、 自宅と拠点校の往復のみ可能です。 ※自転車の使用は拠点校に在籍する生徒を除きます。 また、ヘルメット着用、保険への加入を推奨します。
5	拠点校に移動する際 の事故や、活動中のけ がに対しては、どのよ うに対応していただけ ますか。	移動中及び活動中の事故やけがの対応は、原則拠点 校が行います。 お子様が在籍する学校は、拠点校に対して健康面で の配慮事項や部活動を指導する上で参考となる情報を 提供します。 事故やけがなどに関して独立行政法人日本スポーツ 振興センターへの請求手続きは、在籍校が行います。
6	令和7年度以降に、 陸上競技以外の拠点校 部活動は開設されます か。	教育委員会の方針として、拠点校部活動は段階的・ 継続的に数を増やしていき、様々な競技及び文化・芸 術活動において、生徒が専門的な指導を受けられるよ う、関係学校等と検討してまいります。

